



第2回 思想・良心が踏みにじられた心の傷——レッド・パージ事件が示すもの

人権擁護委員会委員 古本 晴英 (50期)

レッド・パージとは

レッド・パージとは、占領後期の1949年から51年にかけて、GHQの督励・示唆のもとに、日本政府、企業が共産主義者および同調者とみなした者を「政府機構の破壊者」「生産阻害者・企業破壊者」「社会の危険分子」「アカ」等の名のもとに民間企業や官公庁等から約3万名の公務員・労働者・労働組合幹部・共産党幹部・在日朝鮮人団体幹部等を一斉に追放（罷免・解雇）した思想弾圧事件である。レッド・パージ研究の第一人者である北海道教育大学の明神勲名誉教授は、『「思想・良心の自由」にとって戦後最初の、そして最大の受難史であった』としている（同「戦後史の汚点 レッド・パージ」50頁（大月書店））。

レッド・パージと人権救済

当会は、電気通信省（当時）を免職された申立人に関して、2013年9月、国に対して名誉回復や補償を行うよう勧告しており、その後さらに、2019年12月に7名、2020年10月に2名について、同様に国に勧告している。

レッド・パージの被害申告を受け、国等に勧告や警告を行っているのは当会に留まらない。2008年10月に日弁連が国と民間企業2社に対して勧告したことを皮切りに、これまで全国の弁護士会が累計18回、113人について勧告等の措置を行っており、当会の勧告もこれらに歩調を併せるものである。

なぜ、令和の時代になっても、このような古い事実を弁護士会は取り上げるのか。これについては、次のように、2008年の日弁連勧告が端的に説明している。

「現在においても依然として職場における思想差別が克服されたわけではない。現在も形を変え類似の被害は繰り返されている。職場において思想・良心の自由、法の下での平等などが保障されるべきことは、過去の問題ではなく現代的な人権課題である」

時の経過は心の傷を癒さない

とはいえ、被害事実を特定して認定できない限り、勧告等の措置も行うことはできない。調査の過程では、レッド・パージの評価とともに、古い事実を確認して認定するのに難渋した。ある申立人については十分な資料がないため、取下げを打診したこともあった。ところが、申立人から頑なに取下げすることを拒まれた。

申立人らは、申立時に既に高齢で、中には90歳を超える方もいた。残念ながら勧告措置を待たずに亡くなった方もいる。取下げを拒まれたとき、彼らがどのような心境から、人生の最晩年期になって、弁護士会に申立てをしてきたのか、改めて思いをめぐらせ、安易に取下げ打診をしたことを悔やんだ。

申立書や申立人らの聞き取りにより、解雇・解職に至る事情に留まらず、その後歩んできた長い生活歴の一端も明らかになっている。多くの申立人は突然職を失って経済的に困窮し、解雇等の処分を争うことすら叶わないできた。中には、レッド・パージされた事実を、家族を含めて周囲に全く語っていないという人もいた。そのような申立人らが、何十年も経過したあとになって、どうしてもこの問題を解決したい、不当・違法な人権侵害事実を認定して欲しい、そう考えて申立てに及んでいるのである。思想・良心を踏みにじられた心の傷は、長い時の経過によっても、決して癒されることがないことを示している。